

熊本県豚熱ワクチン接種に係る登録飼養衛生管理者の登録要領

制定 令和5年9月8日

熊本県（以下「県」という。）の豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）接種に係る登録飼養衛生管理者の登録要領を次のように定める。

（目的）

第1条 本要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項に基づく「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）」第3-2の1（3）に規定する、熊本県知事が登録する飼養衛生管理者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）の登録手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

（登録の要件）

第2条 ワクチンの接種を行う飼養衛生管理者の登録は、熊本県知事が行う。

2 前項の登録は、次に掲げる要件を満たすと判断した場合に行うものとする。

（1）適時性

家畜防疫員及び知事認定獣医師と同等以上に適時ワクチン接種を行うことができると認められること。

（2）適切性

ア ワクチンの接種に必要な知識及び技術を習得及び維持していると認められること。

イ 家畜保健衛生所（以下「家保」という。）と緊密な連携が取れること。

ウ 家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができること。

（研修会の開催）

第3条 県は、豚熱ワクチン接種を適切に実施するために必要な知識及び技術習得並びに向上を図るため研修会（フォローアップ研修会を含む。以下同じ。）を開催する。

2 県は、登録飼養衛生管理者名簿に登録されている者に対して、毎年1回以上のフォローアップ研修会を開催し、登録飼養衛生管理者が必要な知識及び技術の維持並びに向上を図るものとする。

3 研修会は、原則、対面開催とする。ただし、フォローアップ研修会は、県が登録飼養衛生管理者の研修内容に対する習熟度等を勘案し、オンライン開催や資料等の提供でも十分と判断する場合には、これらの方法により研修を行うことができる。

(研修会の内容)

第4条 県は、研修会の内容の作成及び実施に当たっては、豚についての専門的な知識及び技術を有する獣医師関係団体と連携かつ協力し、特にワクチンの接種技術の事項について研修会の対象者（以下「受講者」という。）が必要な知識及び技術を習得し向上できるよう内容を充実させること。

2 課すべき研修の内容については、少なくとも次の事項を含めるものとする。

- (1) 知識（基礎）：家畜の飼養管理、ワクチンの基礎知識
- (2) 知識（制度）：飼養衛生管理者によるワクチンの接種に係る制度
- (3) 接種技術：ワクチン接種の方法
- (4) その他、県が必要と認める事項

(研修会の受講)

第5条 登録飼養衛生管理者になろうとする者は、県が実施する研修会を受講しなければならない。

2 登録飼養衛生管理者は、登録の有効期限後も継続して登録を希望する場合は、県が年1回以上実施するフォローアップ研修会を受講しなければならない。

(研修会の受講申請・登録飼養衛生管理者名簿への登録申請)

第6条 前条に規定する研修会の受講及び登録飼養衛生管理者名簿への登録を希望する飼養衛生管理者が所属する農場の代表者（以下「申請者」という。）は、熊本県登録飼養衛生管理者研修会受講兼熊本県登録飼養衛生管理者名簿登録申請書（別記様式1）に必要事項を記入の上、原則、申請者の農場を管轄する家畜保健衛生所長（以下「家保長」という。）へ申請する。

(修了証の交付)

第7条 家保長は、飼養衛生管理者が研修会の課程を修了した場合には、熊本県登録飼養衛生管理者研修会修了証（別記様式2）（以下「修了証」という。）を交付する。

(登録の審査・登録飼養衛生管理者名簿への登録)

第8条 家保長は、修了証の交付を受けた飼養衛生管理者ごとに、第2条第2項の要件を確認し、登録飼養衛生管理者名簿を添えて、熊本県農林水産部生産経営局畜産課長（以下「畜産課長」という。）へ副申する。

なお、登録飼養衛生管理者名簿の内容は以下のとおりとする。

- (1) 修了番号、修了年月日
- (2) 住所、氏名及び生年月日
- (3) 県において従事する認定農場の所在地、名称及び認定番号
- (4) 他都道府県での登録がある場合は、その認定農場名及び所在地
- (5) 研修の最終受講日

2 畜産課長は前項で副申された内容について、第2条第2項の要件により審査する。

(審査結果の通知)

第9条 畜産課長は、前条の審査の結果を申請のあった家保を通じて、熊本県登録飼養衛生管理者名簿登録・不登録通知書（別記様式3）により、申請者へ通知する。

(登録事項の変更)

第10条 申請者は、登録飼養衛生管理者の登録事項に変更が生じたときは、熊本県登録飼養衛生管理者登録事項変更届出書（別記様式4）に必要事項を記入の上、原則、申請者の農場を管轄する家保長へ提出すること。

2 家保長は、前項により受理した場合は、修正した登録飼養衛生管理者名簿を添えて、畜産課長へ進達する。

(登録の取消)

第11条 県は、登録飼養衛生管理者が次に掲げるいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第2条第2項の要件を満たさなくなったとき。

(2) 次のいずれかに該当する場合であって、指導による改善が見られない場合

ア 本要領に定める研修会を、受講していないとき。

イ 県が別途定めるワクチン使用許可の要件を満たさなくなったとき。

ウ その他、登録飼養衛生管理者が従事する農場において、ワクチン接種実績及び使用数量等の記録及び報告がなされない、ワクチンの適切な管理が実施されない等、豚熱ワクチンを適時適切に接種かつ厳格に管理する上で、適切でない事由が発生したとき。

エ 罰金以上の刑に処せられたとき等、登録名簿から除外すべきであると県が判断したとき。

(3) 当該登録飼養衛生管理者が従事する認定農場の認定が取り消されたとき。

(4) 不正な手段により登録名簿への記載をうけたことが判明したとき。

(5) その他、県が登録の取消しを必要と認めたとき。

2 前項により登録の取消し及び登録名簿から除外された場合には、登録飼養衛生管理者に対して熊本県登録飼養衛生管理者名簿除外通知書（別記様式5）により通知すること。

3 登録を取り消された登録飼養衛生管理者は、修了証を返却しなければならない。

(その他)

第12条 登録飼養衛生管理者は、本要領の他、関係法令及び指針に定める事

項を遵守しなければならない。

- 2 登録飼養衛生管理者によるワクチンの接種により生じた接種豚等の事故については、法第58条の規定による手当金の対象とはならない。また、接種者自身の事故についても、団体補償等の保険対応外である。このため、生じた事故に対する賠償の責は、当該登録飼養衛生管理者又は認定農場が負うものとする。
- 3 県は、登録飼養衛生管理者の業務上の事故等について、一切の責を負わないものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年9月8日より施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年3月22日より施行する。